

## 成年後見制度の可能性と課題

### ～具体の事例を通して考える～

日時：平成27年2月21日

場所：たちばな職員研修センター3階研修室

#### ○司会

まず最初に本シンポジウムの開催趣旨の説明としまして、主催者を代表いたしまして神戸シルバー法律研究会代表幹事 中嶋展也氏より説明をいたします。

#### ○中嶋展也氏

皆さん、きょうはどうもお越しいただきありがとうございます。

主催団体を代表しまして、ご挨拶させていただきます。

私ども、主催団体については、詳しくは手元の資料をご覧くださいと思いますが、簡単にご紹介しますと、ふだんは弁護士とか司法書士、行政書士、社会福祉士その他各種の専門職が集まって、後見制度など、社会的弱者としての高齢者を取り巻く環境や制度、それらの問題点について研究しておる団体です。そして、それに基づく研究成果を年1回、こういうシンポジウムというような形で発表させていただき、皆さまと共有させていただいているのですが、ことしも同様に、恒例のシンポジウムを開催させていただくこととなりました。

本シンポジウムでは一昨年前から、成年後見制度を中心とした事例であるとか、制度が抱える問題点などを発表しております。成年後見制度については皆様もご承知のとおり、すでにできてから10年以上、かれこれ15年近くたちますが、皆さまの中にもおそらく、知っているようで知らない、というような面がまだまだあるかと思えます。我々も、成年後見制度というものについていろんな問題点がある中で、これがきちんと適切に利用されているのか、あるいは機能しているのかということについて、日々悩んでいるところではございます。そうしたこともあり、今回はまず全般的な制度のご紹介をさせていただきます。その後は、パネルディスカッションという形

で幾つかの具体的な事例を通じて、皆さんと一緒に勉強させていただければいいかな  
とっております。

きょうは私もこの挨拶で出番は終わりですので、皆様と一緒に勉強させていただき  
たく思っておりますので、どうぞ最後までおつき合いをいただきますよう、よろしく  
お願いいたします。

#### ○司会

本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。封筒の中身をお出し  
ただきたいと思うんですけども、まず「成年後見制度の可能性と課題」と書かれまし  
たこの白色の冊子でございます。次に青色のパンフレット、「成年後見制度の利用を  
お考えの方に」と書かれたパンフレット、それから左側ホッチキス留めされてま  
す法テラスの資料であります。それと次、こうべ安心サポートセンターのパンフレ  
ット、次に成年後見支援センターの同じくパンフレットが入っています。その成年後見  
支援センターが出しております通信の第一号、それと神戸市介護サービス協会の機関  
紙、こちらは市民後見人のことが書かれています。参考までにお配りをさせていただ  
いております。それと最後になりますけども、シンポジウムのアンケート1枚物にな  
ります。今回シンポジウム参加されていていろいろ感じられたこととかお考えとか書いて  
いただきたいと思います。アンケート用紙は、お帰りの際、受付にお持ちいただくの  
ではなくて、書いたものを机の上に裏返して、伏せて、置いてお帰りをいただきた  
いと思っておりますのでご協力のほど等々よろしくお願いいたします。

そうしましたら、本日の予定なんですけども、こちらのほうの冊子のほうの1ペ  
ージ目に書かれてございます。この後、基調説明「成年後見制度の理解」ということ  
で池田司法書士からご説明をいただいた後にパネルディスカッションをさせていただ  
いて、一番最後に新たな第三者後見人としての市民後見の情報提供のほうを少しさ  
せていただきたいと思いますというふうに思っております。

それでは、基調説明のほうのご紹介をさせていただきたいと思いますが、基調説明につきましては池田篤信司法書士にお願いをいたします。「成年後見制度の理解」ということで、これから15分くらい話を聞いていただきたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

○池田篤信氏

皆さま、本日はどうもご苦労さまです。成年後見センター・リーガルサポート兵庫支部所属の池田篤信と申します。

私の方からは成年後見制度の理解について簡単にお話いたします。

そのお話ししたい内容というのは、まず民法の原則で私的自治の原則というものがあるということ、それからこの原則に対する例外として行為能力制度というものがあるということです。この行為能力制度というのは判断能力が不十分である方を守る制度で、成年後見制度もこの行為能力制度の中に位置づけられます。

次に成年後見制度の中に「法定後見」と「任意後見」、この2つがありますので、この違いをお話させていただきます。この法定後見と任意後見というのはパラレルな関係にあるものではなく、私が考えるには、任意後見の方が原則で、例外であるのが法定後見ということになります。そして、その原則と例外との間の狭間の問題、それが一番、成年後見制度での問題となるところですが、それについて若干触れたいと思います。

まず後見制度ですけれども、民法の原則の一つに私的自治の原則といたしまして「国家に干渉されず、自分自身の権利義務関係を自分自身の自由な意思で決定できる」という原則があります。

自分の思うとおりに家や物を買ったり、お金を貸したり借ったり、あるいはあげたりもらったりすることができます。しかし、判断能力が不十分な方がそういった行為をすると、見る見る財産を失ったりあるいは生活が立ち行かなくなったりすることもあります。そこで民法は上記原則、先ほど申しました「国家に干渉されず、自分自身

の権利義務関係を自分自身の自由な意思で決定できる」というものの例外として行為能力制度というものを設けました。すなわち、未成年であるとか高齢であるとか知的あるいは精神障害があるとかといった理由のため、判断能力が不十分な方の行為を制限して保護することとしました。そしてこのうち原則二十歳未満の未成年者を保護するのが「未成年後見制度」、成人のお年寄りや障害を持った方のうちで後見開始等の審判を受けた方をサポートするのが「成年後見制度」ということになります。

次に成年後見制度の中には、先ほど申しました法定後見と任意後見というものがありまして、その違いについて説明いたします。

法定後見でも任意後見でも、次の三つを決める必要があります。

まず1番目として、誰を後見人等にするか。後見人等というのは法定後見の場合は後見人の他に保佐人、補助人というのがありますので、後見人等と言いますがそれらを含んだ呼び方ということでご理解ください。ということで、まず、本人をサポートする人を決めます。次に2番目としてその後見人等にどのようなことをしてもらうか。本人をサポートする内容を決める。それからそのサポートの対価として後見人の報酬を決める。基本的にはこの3つだと思います。

そして、簡単に言うと任意後見ではこの3つを自分自身が決める、本人さん自身が決めるという制度で、法定後見では裁判所が決めるということになります。

初めにお話しました私的自治の原則「国家に干渉されず自分自身の権利義務関係を自分自身の自由な意思で決定できる」から言えば、任意後見はまさに「私的自治」であり、原則である。法定後見はある意味国家干渉であり、例外であると言えます。

まずここで原則である任意後見についてお話します。

通常、法定後見の方を先に説明して、その後、任意後見を説明するのですが、その順番でやると原則と例外が反対になってしまいますので、本日は任意後見のほうからお話します。

任意後見というのは、将来に備えた自分自身の、自分自身で決めた後見制度設計で

あると言えます。家族でもいいですし、その他自分の信頼する人でもいいですし、まず、後見人になってもらう人を自分自身で決めます。

次に、その人に何を託すか、すなわち委任する内容を決めます。

それからサポートしてもらう対価ですね、後見人に支払う報酬も自分で決めます。

これらは公正証書による任意後見契約という形で行われます。この点、公正証書により将来のことを決めておくという行為は遺言に似ています。人間の死が必ず避けられないものであるのと同様に、判断能力の低下も、老いや病気といったものに限らず、不慮の事故によりある日突然寝たきりといったことも考えられますので、絶対に来ないとは限りませんから、よく言われる自己決定権の実現として、またそれなりの財産をお持ちの方は、親族間の不毛な争いを避けるためにも、人生の将来設計の一環として遺言とか任意後見契約をしておくべきだと思います。

次に例外の法定後見ですが、判断能力が衰えてきた状況では本人自身がそのような自己決定ができなくなりますので、裁判所が決めるということになります。裁判所は先ほどの3つの課題を決めるわけですが、まずお医者さんの医学的な判断というのは重要なところですが、それを基に、本人の残存能力に応じてどのようなサポート内容が必要かということから後見、保佐、補助3つの類型を適切に判断し、次にその類型に応じて誰を後見人等にするかを決めます。

それから、裁判所により選任された後見人は、後見事務を遂行し、この後見事務に対しては報酬が与えられますが、それについても本人ではなしに裁判所が決めるということになります。すなわち、これら3つを裁判所がすべて決めます。

これらの決定に関し、裁判所は後見人等を選任するには本人の心身の状況並びに生活及び財産の状況、後見人等となる人の職業、経歴並びに本人との利害関係の部分、本人の意見その他一切の事情を考慮しなければならないとされています。

ところで、このような裁判所が後見人等を決定する法定後見の申立てというのは、条文上は、本人申立てということも可能にはなっておりますが、実際に本人申立てと

いうのはほとんどありません。

大体家族の人が、銀行とか病院、施設等から勧められて、もちろん申立権のある親族ではないといけませんけれども、その人が自分を後見人にしてほしいとして申立てをするのが多いです。

確かに本人の子どもさんであるとか配偶者とか血縁のある人が後見人になって、本人の身上監護とか財産管理を行うのは理想だとは思いますが。ただ、親族間に紛争がある場合とか本人に多額の財産がある場合などは親族後見人ではなく専門職後見人が選ばれることが多いです。

仮に親族の方が後見人に選ばれたとしても、その後、親族後見人を監督する後見監督人というものが選任されたり、もしくは本人の財産のほとんどを信託銀行に預入れさせて、裁判所の許可がない限り、親族後見人が預金をむやみ勝手に引き出したりできないような措置がとられることが、多々あります。法定後見というものがよく使にくい制度と言われるのは、このような事情から、後見人になれなかったあるいは監督人を付されたとか、まるで自分たちが悪いことをするかのような裁判所の判断に親族の方が不満を持つのかなと思われます。

ただ、後見制度というものはあくまでも本人自身の権利擁護の制度でありますので、本人自身に適切な判断の可能性がない以上、このような措置も妥当かなと思われます。

以上ざっとお話しましたように、成年後見制度には原則として本人が元気なうちに信頼すべき人との契約によりご自身の後見制度設計を行う任意後見と、それから例外として判断能力がもう既に低下してしまった後に裁判所が後見制度設計を行う法定後見があるのですが、ご承知のとおり人の判断能力というのは不慮の事故等を除いて瞬時に低下するということはありません。まさにこの狭間といえますか、法定後見というレベルまで判断能力が低下しているということはないけれども、かといって本人が真にイニシアチブを持って任意後見契約を締結することができる能力があるか、疑義が生じる場合というのが多々あります。

任意後見契約における注意点として、任意後見人の候補者になるのは、別に弁護士でなくてもその他資格者でなくても誰でもなれます。一般の人でもなれます。それは本人が決めるからという前提があります。中には、任意後見制度の利用について、悪意を持って近づいてくる人もおります。

任意後見契約は、先ほどお話しましたように基本的には3つ、後見人になる人、後見人に委任すること、後見人に支払う報酬を決める、ある意味簡単な内容になっています。今でも振り込み詐欺とかの被害が顕著であるように、お年寄りというのは、概して人を無防備に信用しがちで、また身寄りのない方など安易に勧められるまま得体の知れない人と任意後見契約を結んでしまう可能性があります。

任意後見契約は公正証書によることとされておりますけれども、公証人は本人の意思に間違いがないかどうか確認するだけで、例えばその任意後見人となる候補者を選んだ理由や経緯、任意後見人に支払う報酬額の妥当性等には一切関与しません。本人が「うん」と言えばそのとおりに任意後見契約にしてしまうという危険な部分があります。

この点、先ほど任意後見契約と遺言が似ている部分があると言いましたけれども、このような判断能力の低下の過渡期にこそ親族とかその他いろんな関わりのある第三者、宗教関係なんかもよくあるんですけれども、本人に対して自分たちに有利な内容に、もし既に任意後見契約とか遺言がある場合なんかは任意後見契約を書きかえるように求めるとか、遺言の書きかえを求めるとかいうような、そういう事態になることもあります。

実際私の事務所でも、任意後見をこの人に頼みたいということで、おばあちゃんがある人を連れて来られたのですが、ちょっと詳しいことは言えませんが、私は、「この人は妥当ではないな」と思ったのです。報酬も月80万あげてくださいと言うのです。妥当ではないと我々は思うのですけれども、公証人さんの前でも、その内容で任意後見契約を締結して下さいと言いましたので、公証人さんも渋々なさいました。

ただその後、本人の親族で、お子さんだったと思うのですけれども、弁護士さんを立てられて、その契約は無効だということで、結局は取消されたみたいです。

遺言についても同じように、遺言の場合は後から作ったものが有効ということになりますから、子ども同士で書きかえ合戦といいますか、そういうことをすることがよくあります。公証人さんにお聞きしましたら、そういうのは日常茶飯事だということをお仰っていました。ですから、公証人さんはあくまでも本人の意思を確認するだけで、その内容の適正については一切関知しません。その点が、裁判所が全てを決める法定後見とはちょっと違うところになります。

最後になりますけれども、こういった本人の判断能力低下の過渡期にこそ本人の周囲に本人をめぐるさまざまな問題が起こります。

ここに来られている方々が、日々接しておられる高齢者、障害者の方々は、ほとんどの方が元気なうちの任意後見契約によるご自身の後見制度設計をされておらず、かといってまだ法定後見による保護も行われていない状態にあると思います。

高齢者の方、障害のある方に接する我々としては本人の権利擁護のため、特に判断能力低下の過渡期にある方に対してどのように接して、どのように守ってあげればよいかを後のパネルディスカッションを通じて一緒に考えていきたいと思っております。

以上になります。

#### ○司会

どうもありがとうございました。

基調説明をさせていただきました。

これからパネルディスカッションに入らせていただきたいと思います。コーディネーター、パネリストの方は、前のほうにご着席をお願いいたします。

それでは、ただいまからパネルディスカッションに入らせていただきます。

コーディネーター、シンポジストの皆様方のご紹介をさせていただきます。この資料の表紙、こちらのほうをごらんいただきたいと思いますというふうに思います。



まずコーディネーターでございますけれども、この神戸シルバー法律研究会事務局長を務められております西野百合子弁護士でございます。

○西野百合子氏

西野です、よろしくお願いいたします。

○司会

そのお隣、シンポジストでございます。幸寺 覚弁護士でございます。

○幸寺 覚氏

幸寺です、よろしくお願いいたします。

○司会

そのお隣になります。谷口昌良行政書士でございます。

○谷口昌良氏

谷口です、よろしくお願いいたします。

○司会

そのお隣になります。山本勝之社会福祉士でございます。

○山本勝之氏

山本です、よろしくお願いいたします。

○司会

そうしましたらただいまからの資料をご覧いただきたいんですけども、簡単に資料の構成のご説明をさせていただきたいと思っております。

資料の3ページのほうから事例ということで紹介しています。この事例及びQ & A、質問と回答でございますが、この部分につきましては神戸シルバー法律研究会の会員より事前にご提供をいただいたものから作成をさせていただいております。

なお、回答部分につきましては各担当のシンポジストの方々により作成をいただいております。それぞれ事例があり、質問があり、それに対する回答というようなことで構成をさせていただいております。

そうしましたらこの後の進行につきましては、西野コーディネーターのほうでよろしくお願いいたします。

○西野百合子氏

では、私のほうからいたします。

3 ページ、もう時間が余りありませんのですぐに入っていきたいと思います。

この事例というのは先ほど言いましたように、現実はこのシルバー法律研究会の会員たちが体験して、いろいろ悩んだことをもとにつくられて、一応抽象化は一定してありますけれども、こういうことはよくあるというようなお話でつくらせてもらったものです。

このシンポジウムは毎年恒例ですけれども、教科書的なありきたりの話はしない。現場で実際に困っていることをベースに、皆さんのお役に立てるように、トラブルを解決できる方法を考えていこうということとしております。

では、早速第一番目の事例ですね。これは成年後見の開始のとき、申立てをどうするかということを主に考えていきます。法定後見が多いと思いますけれども、どういう形で申立てして成年後見にしていくかという問題ですね。

事例です。Aさんは80歳の男性で、1人で神戸市の賃貸マンションで年金暮らしをしています。結婚歴はなくて、北海道に親戚としては姪っ子の方がいらっしゃいますけれども日ごろから余りつき合いはないと。最近認知症が出始めて、近所の甲さんが頻繁にAさん宅に出入りしてAさんからお小遣いと称して金銭を受領していると。Aさん宅を訪問しているヘルパーのCさんはそのことに気がついて、Aさんにそれとなく注意するけれども一向に聞こうとしません。預金はそれなりにあるけれど、Aさんがどんどん小遣いをあげていくと老後の蓄えがなくなってしまうのが心配です。その後しばらくしてAさんは家賃を滞納し始めた。大家さんから、もうこれ以上滞納するのなら出ていってくれということを言われている。

こういう困った事態になってきたということで、どうしようという話ですね。Aさ

んがお金をほかの人に渡さないようにすれば、年金で十分生活できるということなんですよね。

まず、そういうお金をとりにくる甲さんを、Aさん宅に出入りさせないようにするという事は可能かと、これを社会福祉士の山本さんにお聞きしましょう。

○山本勝之氏

こちら事例にもありますように、そういうヘルパーさんがよく気がつかれておられる方も中にはいらっしゃると思うのですが、ここでヘルパーのCさん、近所の甲さんの出入りを禁止するというのはちょっと、お願いはできても強制力もございませんのでCさんが止めるのはちょっと難しいのではないかなと思います。

結局はこのAさん自身が来ないでと近所の甲さんをお願いしない限りは、やはり出入りは続くのかなと思います。

○西野百合子氏

そうしますと、Aさんがお金を手元に持っていなければ渡せないわけですから、Aさんの手元の現金をなくすっていうことは可能でしょうか、山本さん。

○山本勝之氏

そうですね、Cさん自身がAさんの手元にある現金を預金し、預金に入れに行くっていうのはちょっと無理かなと思います。ただ、Aさんと一緒に行ったり、Aさんの同意を得て手元にある預金を預金口座のほうに入れに行くと、Aさんと一緒に入れに行くということができればいいのですけれども、Aさん自身がやっぱり日ごろ訪ねてきてくださる甲さんにお金を渡したいという思いがあればちょっとできにくいかなと思います。

○西野百合子氏

そうしたら、Aさんが誰か信頼できる別の第三者の人にお金の管理をお願いすると。Aさんがそうしようという気になるとしてですけれども、そういう方法はあるんでしょうか、山本さん。

○山本勝之氏

Aさんの認知症がどれくらい進んでおられるのかっていう程度にもよるのですけれども、Aさんに契約する能力があったり制度をちょっと利用してお金を管理してほしいとおっしゃられるのであれば、きょうの資料の中にあります「こうべ安心サポートセンター」というパンフレットがあると思うのですけれども、皆さんございますか？「こうべ安心サポートセンター」というちょっとかわいいパンフレットがあるのですが、ここの3ページのほうに神戸市社会福祉協議会さんがされておられる「福祉サービス利用援助事業」というのが書いてあります。ここにお集まりの皆さんもよくご存じのサービスかもしれませんが、こういったサービスを利用して日常的な金銭管理をしていただくことができると思います。

○西野百合子氏

認知症の程度が余り重くなければ、こういうことを自分でお願いする手段があるという話ですね。

そうしますと、認知症の程度が進んでしまったらこの「福祉サービス援助事業」というのは使えないわけですが、その場合はどうしたらいいんでしょうか、山本さん。

○山本勝之氏

先ほど、司法書士池田先生からご説明がありましたような後見人とか保佐人の制度を使って財産管理をしていただくというのが一番いいのかなと思います。

○西野百合子氏

では、次の質問ですね。

成年後見の申立てのやり方の話に入っていきますけれども、まず法テラスというのを利用できるということを聞いたんですけれども、法テラスを利用して法律相談をしたり、成年後見の申立てをすることができるのは誰かという話から行きましょうね。

申立て権者、先ほど池田先生のご説明によれば4親等内の親族ということでしたけ

れども、Aさんご本人が申立てをするというのは可能なんでしょうか、幸寺さん。

○幸寺 覚氏

法テラスという言葉が出ましたので、余り皆さんご存じじゃないかもわかりません。法テラスを簡単にちょっと説明をさせていただきますと、法テラスというのは正式名称は「日本司法支援センター」といいます。添付しております資料に法テラスの一部の事業の紹介があるんですが、この赤い資料ですね。これが法テラスの中の今回関係のする事業のことが説明をしてあります。

法テラスというのは5つぐらい事業がありまして、その中の重要な事業として、きょうお話をします「民事法律扶助」という仕事をやってるわけです。それが5ページに説明がありますが、「民事法律扶助」というのはどういうものかといいますが、ここに書いてますように無料で法律相談をする、それから代理援助といまして、裁判とか調停とかそういう法的手続等に入ったときに弁護士とか司法書士の費用を立て替えるというそういう制度です。それから最後に書類作成援助というのは、裁判所に出す書類の作成を援助する制度です。国からお金が出ている団体でありまして、ただ趣旨は経済的に余裕のない方に支援をするという制度ですので、あとでも出てきますが資力要件といまして、生活的に困りだという要件が必要になってきます。ですから手取り額幾らぐらいの収入以下でないとだめだとか、これ以下が財産だというような要件が援助を受けようと思えば必要になってきます。法テラスというのは簡単というとこういう団体です。

この問題に戻りまして、まずAさん自身が申立てができるかということですが、認知症になられておられますが申立てをする能力があればできるというのは一応建前です。

ただ先ほどもお話がありましたが、Aさん自身が多少そういう能力が残っておってもご自分で書類を作成して申立てするというのは事実上難しいだろうということで、本件の場合にはヘルパーさんが何らかのお手伝いをされるというのが普通なんだろうな

というふうに思います。ヘルパーさんがご本人に能力が多少でも残っておられれば役所の無料相談に行ったり、知り合いの弁護士さんがおられるのであればその方にご相談をされたりをされるだろうなと思いますが、先ほど申しあげました法テラスというところを利用して、無料で法律相談をできるということも可能だということもちょっと知っておいていただきたいと思います。

ただその法テラスというのは、利用するのにいわゆる契約を締結しますので、その能力がないと利用できないという制限がありまして、本件のAさんが認知症でもうほとんど能力がなければ直接利用するというのはなかなか難しい、あとで詳しく説明しますが、身体障害者手帳とか診断書があればヘルパーさんがかわってできるというところでできる可能性は十分残っておるんですけども、Aさん自身に能力がほとんどなければ本人が申立てするのは難しいということになります。もう少し能力がある保佐人とか補助とかいう形で能力が残っておられる方は利用できるということになります。

先ほど申しあげましたように、そういう法律相談を無料で受けようと思えばちょっと下に書いてますけども資力要件といたしまして、手取り額20万200円以下、これは大都市圏の要件で、神戸は大都市圏ですので手取り額が約20万以下でないといけませんし、現預金が180万を超えておる人もちょっと無理だというような要件があります。その要件を満たせば無料で法律相談を受けていただくことができるということになります。

次に、法律相談を受けられて後見の申立て等が必要だということになりまして、やはり自分では申立てできないということで、次に弁護士を選任する手続に入ろうということになり、法テラスのほうに弁護士の選任をしてほしいと、成年後見申立てをしたいということで審査を申し入れます。法テラスのほうで審査をしまして、扶助決定を経て弁護士を選任してくれる。その弁護士に委任をして成年後見の申立てをする。そういう手続で法テラスを利用して、成年後見を申立てていただくんですけども、そのときの費用、裁判所に申立てる印紙代とか切手代とか、それから一番大きな費用といっ

たら弁護士費用があるわけですが、それを法テラスのほうで立て替えてくれます。原則立て替えですので、償還、返してもらわないといけませんけれども、生活保護受給者である場合とかそれに準ずる場合は最終的にその費用も払わなくてもいいと、いわゆる免除という制度もあるということでございます。

ちょっと長くなりましたが、そういう申立てが法テラスを利用してできるということでございます。

○西野百合子氏

ありがとうございます。

弁護士費用を立て替えしてもらうことにどんな意味があるかということなんですけれども、ご存じかもしれませんが、普通、弁護士さんに仕事を頼みに行けば最初にお金を払ってくださいと言われるわけですね、着手金を払ってくださいと。お金持って来なかったら全然仕事が始まらないわけですよ。ですので、このことを、最初に貯金をしてから相談に行くというのではもう間に合わないという場合に、法テラスで支援を受けてその費用を立て替えてもらって、その後で法テラスに返せばいいとこういうことになるわけです。

次ですけれども、申立てをできる人は誰かというお話でしたが、Aさん自身にはちょっと無理ということでしたら、代わってやってくれる人が居るかなというお話で、まず親戚の人ですね、姪御さんのBさんが申立てをするのは可能かということになります。

幸寺さん、お願いします。

○幸寺 覚氏

姪っ子のBさんがいるんですね、連絡がとれて協力してくれるということであればBさんは4親等内の親族ということになりますから、申立て権者ということになってBさんが申立てをすることができます。Bさんに資力がなくなって、申立ての費用とか弁護士に頼むにしても費用がないということであれば、先ほど申し上げたような資

力要件等を満たせばBさんが法テラスに申立てをしていただいで、法テラスを利用して成年後見の申立てをする。まずこの前提として法律相談をするということが可能になります。

○西野百合子氏

ですが、Bさんが協力してくれないときはどうしたらいいかということで、ヘルパーのCさんという人は申立てできるのでしょうか、幸寺さん。

○幸寺 覚氏

ヘルパーのCさん自身は申立て権者じゃありませんので、申立てできません。ただほかに頼る人もいなくてCさんが何とかしたいという話に多分なるんだろうと思うんですが、ヘルパーのCさんが例えば法テラスを利用しようと思うと、Cさんの相談ということになっちゃうとCさんの資力要件となりますし、ヘルパーさんの資力要件って何か奇妙な話になっちゃいまして、実際はそれで条件を満たすからオーケーでしょというのはなかなかないと思うので、Cさんが直接法テラスを、Cさんの話として持ち込むというのは無理だということになります。ただ先ほど少し申し上げましたが、法律相談のレベルでは少し要件を緩和しておりまして、そこに書いてありますように本人の身体障害者手帳とか診断書の写しを提出していただければヘルパーさんのCさんとか民生委員の方とか、ほかに福祉職の社会的支援を含む第三者の方が本人にかわって法テラスを利用して相談はできます。相談までは何とか聞いてあげるということになります。ただ申立て権者ではありませんので、Cさんが次に申立てしようとしても、申立てができるというわけではありません。

ですからこういう事案って難しいんですが、姪っ子のBさんも協力してくれないと、ヘルパーのCさんだけが頑張ってるというような事案も結構ありまして、申立て権者が居ないというような問題があります。そういう場合は非常に困ったわけですが、その場合唯一残ってる手段としては、そこにちょっと書いてますが市長申立てというのがあります。神戸市でも審査はもちろんあり、事案としても大分限定されますけど



も、市長が申立てざるを得ないというか申立てをしないといけないような事案に限って、市長申立てということができることになっておりまして、実際申立ての事案もございます。

以上です。

○西野百合子氏

どうもありがとうございました。

市長申立ては限られるというのがありますけれども、これは区のほうのあんしんすこやか係にご相談いただいて、最終的にできるかどうかというお話になると思います。きょうはそこまで踏み込みませんので、そのほかのご質問をしていきますね。

現場からの質問ですけれども、現場でどういう悩みがあるかということで山本さんからご紹介ください。

○山本勝之氏

ここからもう少し踏み込みまして、よく皆さんからお寄せいただく質問、ここをちょっと取り上げてお話させていただきたいんですが、まず私からの質問なんですけれども、法テラスに相談に出向いてから成年後見がうまく決まるまでに、ちょっと時間がかかりそうだと思うんですね。3カ月から6カ月ぐらいかかるというのも私はお伺いしてるのですが、その期間であるとかどんな手続がこの間なされるとか、幸寺さんのほうからお話いただければと思います。

○幸寺 覚氏

相談から選任までの流れの時間ということでちょっとそこに書いてございますけれども、まず法テラスの相談を受けていただくことになり、通常であればそんなにお待ちいただくこともないですが、ここにはちょっと書いてませんが長くても2週間、短ければ数日後に予約を入れていただいて、法テラスの相談場所で相談をまず受けていただく。その中で、これはもう法定後見の申立てが必要ですよというアドバイスを受けましたら、先ほど申し上げましたように法テラスを利用するという事で申し込

みをする。その申し込みをしたら審査ということで、法テラスの中に幾つか部会がありまして、その中でこの事案を法テラスとして援助するかどうかということの審査をいたします。それに約1カ月と書いてございまして、うまく部会の開催等がすぐにあって審査ができればもう少し早いんですが、大体1カ月ぐらいを考えていただけたらよいと思います。審査でいわゆる法テラスの援助決定と言うんですが、法テラスをこの方に利用していただくということを決定いたしまして、そこから弁護士の選任という手続に入ります。法テラスで弁護士を探すのに1カ月もかからんでしょうけども、ここで決定から選任まで1カ月と書いてますが、弁護士を法テラスのほうで探しましてその方にこういう方が弁護士に決まりました、ということで通知をします。そのときに右側に書いてますが、着手金等の費用というのを決定します。本件では大体約12万円ぐらいかかるんじゃないかということで12万円の立て替え、法テラスが立て替えて弁護士に先にお金を払いますということになります。

この12万という金額はどこから出てきてるかといいますと、先ほど見ていただいた法テラスの資料の一番最後の民事扶助代理援助料金表というのがあるんですが、大体料金が決まっております。これは一般的な話ですが、通常弁護士に頼まれるよりも少し安くなってるのが普通です。そこの成年後見の申立てについては、その2つ目に成年後見等申立審判事件についてはと書いてますね。立て替え金8万4,800円から12万8,000円、消費税を除くと、8万から12万という範囲が決まっております。その申立ての事案とかによって難しいとか簡単であるとかということでその幅で金額を決めます。標準額は大体10万円ということで10万円プラス消費税で決めることが多いということです。まず10万円必要で、ここには書いてないんですが、もろもろの費用、郵便代とか印紙代とかほかかかりますので10万円以外に約2万円の費用を決定するということになっておりまして、合計すると10万と2万で12万ということで12万の立て替えと書いてます。厳密に言うと12万に消費税がかかりますのでもうちょっと高くなりますが、消費税抜きの費用としては一般的に12万ぐ

らいかかるので、12万立て替えを決定するということが多いということで12万というふうに書いています。

次に、そこで弁護士が決まって立て替えの費用も決まって実際に担当の弁護士と打ち合わせをされる、そこから弁護士の申立ての書類作成が始まるわけですが、それに約2カ月かかります。もちろん早く終われば1カ月で申立てができる場合もありますし、そこは少し幅があると思いますが約2カ月で申立てをしていただく。そのときには実費の数千円と書きましたが、これは法テラスのほうで費用の立て替えがある場合は特に実費の費用も新たに要らないということになります。

申立てをしまして裁判所に書類を出します。裁判所に書類を出してから裁判所がこの人に後見人を選びますと、後見人はこの人ですということで選任されるまでどれぐらいかかるかというのがそこに書いてある約2週間から3カ月と、かなり幅があります。それはどうしてかといいますと、診断書の内容が細かくちゃんと書いてあって、しかも類型がはっきりしておいて親族の同意書がそろってるとかいうことでほとんど審査に時間がかからないという場合は早く結果が出ますし、そういう手続で親族に一つ一つ意見を聞いたり、またそこから鑑定をやり直さないといけないとか、また鑑定を初めてやるとかいうことで時間がかかれば3カ月ぐらいかかることもあるということで、おおよそそこに書きましたような時間がかかるので、やっぱり全体で半年ぐらいはかかるかなというのが一般的な考え方です。

以上です。

○山本勝之氏

ありがとうございました。

そうしましたら、ちょっと時間が半年ぐらいかかるということなので早目にご相談に法テラスを訪ねるのがポイントになるようですね。

次にQ2というところでいろいろな実費、弁護士費用は、これは法テラスというのは公的な法人であって、あくまでも原則立て替えて後で返すということですけども、

もう一度法テラスの最終的な立て替え金額の総額と、月々どれぐらいずつ返せばいいのかというのを幸寺さんからちょっと教えていただけますでしょうか。

○幸寺 覚氏

総額12万、消費税ここに入れてませんが消費税なしの12万で、鑑定があるとまた鑑定費用がかかりますのでまた何万円とか費用がかかってきます。原則1万円の返済をお願いしてるのが現状です。

○山本勝之氏

ありがとうございます。

そしたら12万とか鑑定があればその費用がさらにちょっと上乗せ、消費税も必要ということですね。

あとここにちょっと書いてありますけど、月1万円を捻出するのが難しい方もたくさんいらっしゃると思うんですが、この方月1万円も返せないという場合は幸寺先生どうさせてもらったらいいんでしょうか。

○幸寺 覚氏

1万円が無理であれば5,000円も可能になってきます、商売してるみたいですが。そもそもお金に困っておられる方が対象ですので1万円というのは難しいという方も確かにおられますので、そういう方はご相談いただければ5,000円にさせていただいているのが実情です。

○山本勝之氏

そうしましたら、ちょっとご相談させていただいて返せる範囲で返すというようなイメージでよろしいですね。

○幸寺 覚氏

はい。

○山本勝之氏

ありがとうございます。

○西野百合子氏

ありがとうございました。

そうしたら、こういう手続を経て成年後見人が選任されたということになりました場合に、成年後見人は先ほど説明ありましたけれども、専門職の人などに後見をお願いすれば当然報酬をお支払いせんとあかんわけですね。この報酬金というのは法テラスで負担をしてもらえるものなんでしょうかね、幸寺さん。

○幸寺 覚氏

一番悩むところが報酬ですよ、報酬が出ない事案とかも結構あって、何とか報酬をどこかがみてくれないかというので多分悩んでおられる方が多いと思いますが、残念ながら法テラスで報酬を立て替えてるっていう制度にはなってないです。だから報酬はここに書いてますように、あくまで本人負担になります。この場合であればAさんの負担になるというのが原則です。法テラスで立て替えてくれるのは先ほどからご説明してますように、申立ての切手代とか印紙代、それから鑑定があれば鑑定費用とか弁護士費用ということで、その立て替えだということになりまして、報酬の立て替えまでの制度はありません。

本事案では、今から申し上げるような制度はちょっと利用できないんですけども、一部要件を満たせば神戸市のほうで成年後見制度の利用支援事業というのがありまして、報酬を援助してくれるという制度もあります。ただ、非常に厳格な要件がありましてなかなかその要件を満たすのは難しいかもしれませんが、お困りの人はそういう報酬を援助してくれる制度も利用できます。実際私もその制度から支払っていただいたことがございます。

以上です。

○西野百合子氏

ありがとうございます。

後見人さんの報酬というのは、原則的にそのご本人さんの財産の中から払っていか

なくてはいけないっていう、これが法律の要件になっておりますので、なかなかそれをどこかでいじるというのは難しいということですね。

そしたら次の質問に参ります。

Aさんは施設に入所することになりましたと。家主との間で明け渡しに伴う原状回復義務の範囲とか家賃滞納でトラブルがあるということなんですね。これをきちっとしないと施設に行ってもいろいろ言われることになってしまうと。ヘルパーさん、Cさんはこの問題を一体誰に相談すればいいかと、またその費用は法テラスで負担してくれるのかとこういったAさんにまつわるトラブルをどこに相談すればいいかという話ですね。

幸寺さん、お願いします。

○幸寺 覚氏

Aさんに成年後見人として例えば弁護士とかそういう専門職が就任した場合は、通常その専門職が今のこの家主さんとのトラブルとかいう問題については、Aさんの法定代理人ということになりますので家主と交渉してくれたり、場合によっては訴訟されたらその訴訟を法定代理人として訴訟手続をやってくれるのが原則でしょう。私も後見人で実際訴訟をやったケースがいっぱいありますが、そのために弁護士である私を選任したという家裁の意図もありますので、そこまでは後見人としてやらないといけないなと思ってやってる事案もありますので、基本的には専門職がつけばそうなります。実費はAさんの負担になります。訴訟をやった場合、後見人の報酬決定ときには裁判所も考えてくれますけども、訴訟分ということで明確に費用これだけですというふうな報酬決定は通常はなされません。

成年後見人として、専門職以外の親族の方とかそれから市民後見人の方がついた場合、この場合に家主さんとのトラブルを一般の親族がしなさいとか、市民後見人の人がしなさいというのはちょっと酷ですから、そういう場合は成年後見人がAさんの代理をして弁護士に相談をしたり、Aさんの代わりとしてAさんのために弁護士の選任

をして示談交渉したり、また訴訟になったら訴訟をその弁護士に頼むということで、一般の方がおつきになって訴訟等になれば先ほど申し上げたような法テラスを成年後見人の方が利用いただけます。成年後見人の方はあくまで代理ですから、厳密にはそれは成年後見人の方の利用じゃなくてAさん本人の利用ということになります。だからAさんのために成年後見人になった方が法テラスへ行って、こういうトラブルになって訴訟になってるので弁護士選任してほしいということをおっしゃっていただければ、同じように先ほどの審査をしてもらって弁護士がつくということになります。実際私も法テラスのほうで仕事をしてまして、市民後見人の方が法テラスを利用して弁護士を選任されてそういうトラブルを解決されてるという事案も見ておりますので、そういう形で利用していただくことができます。もちろん資力要件はその場合はAさんの事件というかAさんの依頼として法テラスのほうは考えますので、Aさんの資力によって、Aさんがたくさん財産をお持ちであればちょっと難しいんですが、資力要件を満たせば今言ったような形で弁護士費用等を立て替えてもらうという制度を利用できるということになります。

○西野百合子氏

ありがとうございました。

現場からよく出る質問ということでお聞きしましょう。

日ごろAさんのお世話をしているのはヘルパーのCさんですから、Cさんがこういったトラブルを耳にしたときには具体的にCさんはどうすればいいのかということですね。

山本さん、お願いします。

○山本勝之氏

このようにヘルパーさんが日々出入りされておられたり、中にはきょうお集まりの中にケアマネさんとかいらっしゃると思うのですが、この周囲の専門職の皆さんが気づかれるというのは大変必要なことだと思います。

ただ今回、ヘルパーさんが個人として動かれるというのではなくて事業所、組織でやっぱり対応していただくというのがいいように思います。例えば職場のサービス提供責任者とか障害分野であればサービス提供管理者、サビ管になりますかねそちらの方やケアマネジャーさんにやはり相談をいただいて、相談を受けた組織についてはやはり地域包括支援センターさんとかそういうところへ相談をしながら、さまざまなAさんの情報をまず集約していただいたり、状況を把握していただいて今後の支援策などを相談して対応していただけたほうがよいと思います。

○西野百合子氏

1人で抱え込まないようにということをお願いしたいと思います。

そうしましたら次の事例に入っていきます。

次の事例は意思能力があるうちから後見契約をしようということで、先ほどもお話がありました任意後見のことを考えていこうと思います。

事例です。子どものいないAさんは3年前に夫を病気で亡くして現在はひとり暮らしと、親族とは疎遠で今は元気だけれども将来のことを考えると不安に感じています。

成年後見制度のセミナーを聞いて、元気な今のうちに将来に備えて自分のことを安心して任せられる人を見つけておきたいということを思いました。

しかし、親族の中には自分のことを任せられる人はいないということで、行政書士などの専門職の人たちと見守りの契約、任意後見の契約を締結するということになったわけです。

ここでちょっと言葉が出ました「見守り契約」と、これは一体どういうことをするものなんでしょうか、谷口さん。

○谷口昌良氏

見守り契約のお話をする前に、もう少し任意後見契約についてお話させていただきたいと思います。

冒頭で池田先生から任意後見の説明があって、月額報酬80万円で契約しましょう



かというようなぞっとするお話がありましたが、基本的には法定後見というのは、ご本人の判断能力が不十分になってから利用する制度になっておりまして、一方、任意後見というのは、本当に元気な間、今我々も含めて皆さんもお元気だと思うんですが、お元気な間に、将来判断能力が不十分になった時のために備えて、予め後見人を決めておくという制度なんですね。ですので、先ほどのトラブル事例などは、ご本人が本当に元気で判断ができる状況なのか疑わしい段階で任意後見契約を利用することによって、そういったトラブルが起こっているということだと思います。制度自体は国がつくっていますので、任意後見自体が悪い制度であれば当然そういったものを国がつくってはいけないわけですし、利用の仕方というところで法定後見と任意後見は違うんだということをこの中ではお話をしていきたいと思います。

今ご質問がありました何のために見守り契約をするのかということですが、手続き的には、任意後見契約とは別に見守り契約という契約を公正証書によって結ぶということになります。この冊子（配布資料：シンポジウム配布資料としてホームページに別途掲載）の18ページを見ていただきたいのですが、18ページの下の段の2番に、見守り契約について書いてありまして、括弧して任意後見契約と併用と書いてあります。これを読ませて頂きますと、「支援する人が本人と定期的に面談や連絡を行い、本人の生活及び健康状態を把握して、任意後見の開始時期を相談したり、判断してもらう契約です。任意後見が始まるとこの契約というのは終了します」。どういうことかといいますと、ご本人が元気な間に、自分が将来、判断能力が不十分になったら後見人になってくださいねっていう将来の約束をするということなんです。ですので、任意後見契約を結んだ時点では、当然ご本人はお元気ですから、普段どおりに生活しているわけですね。

ただ、この事例の場合は、身寄りがない方の事例なので、「将来、判断能力が不十分になったら言ってくださいね」と私がその方をお願いをしていますが、その方の日常がわかっていなければ、行為能力や判断能力が低下していく過程を知ることができま

せん。ですので、見守り契約というのは、任意後見に移行するタイミングを計るために行う必要があるということです。

もう一度9ページに戻っていただきます。見守り契約の中身についてですが、これはご本人の意思で決めていくことができますので、例えば「毎月しょっちゅう来てくれんでもエエねんけど」と思えば、季節ごとに来てもらうであったり、「用事がある時にこちらから連絡するわ」ということであれば、訪問をなしにすることも自由に決めることができます。とにかくこの任意後見というのは、ご本人さんが思ったとおりに決められるということです。ご本人の判断能力が不十分な状態で、任意後見契約をしようとする、当然さっきのような悪い人が出てきて「月額報酬80万円で契約しておきましょうか」となるわけです。任意後見の場合、契約行為なので、当然悪い人が寄ってきて契約をするというリスクはありますが、かと言って、契約も何もしなかったら安全なのかと言うと、周りにサポートする方がいなければ、判断能力が落ちてきていることを誰も知るすべがないという状況なので、当然トラブルに巻き込まれる危険性はあるわけです。今日は福祉関係者の方が多いとお聞きしています。皆さんのような方であったり、民生委員の方が、高齢者の状況を見守っていく中で、「将来が不安やわ」とか「お金の管理が不安やわ」というようなことを、ぼろっと口に出されたときに、こういう制度があるということを知っておいていただきたいと思います。

この事例は、有料老人ホームに入所されている元気な方が、たまたま本当に何の気なしに時間あったからということでセミナーを聞きに来たようなのですが、自分が将来このまま1人で老いていき、亡くなっていくと考えると、いろいろ不安だな、自分のことを任せられる人いないかなという風に思っていたところに、そういう話を聞いたので、じゃあ自分の意思で決めるんだったら今だ！と思い、任意後見契約を利用したという事例でした。ですので、何のために見守り契約をするかという質問については、この事例の場合には、任意後見を利用するタイミングを計るためには、ご本人さんの状態を常に把握しておく必要があって、それには定期的な訪問や連絡が必要にな

ってくるので、見守り契約を行ったということになります。そして、しかるべきタイミングがきた時には、任意後見契約を発効して、後見人として実際にその方をサポートしていくことになります。

○山本勝之氏

ちょっと谷口さんにお伺いしたいのですけれども、この見守り契約、任意後見契約と併用するというのがあるのですが、これは例えば地域の方とか医療福祉のきょうの皆さんのような関係者の方がかかわっていた場合、必ずこの任意後見契約と併用して契約をしていく必要があるのでしょうか。

○谷口昌良氏

先ほども言いましたとおり、この事例の場合は、たまたま独り身の方だったので、見守り契約を締結しましたが、周りにご家族や皆さんのような福祉関係者の方や民生委員さんなどがいる場合には、必ずしも見守り契約は必要ではなく、任意後見契約だけを結んでおいて、日常の見守りについては、ご家族や関係者の方にしてもらおうということも可能です。この場合の見守りというのは、特別なことではなく、日常生活の中で、ご本人の状態を気にかけてあげるということです。

○山本勝之氏

そうしましたらあれですね、その方の周りにどういう人間関係があるとか家族さんとの関係性によって要る、要らないがあるので、そのときはちょっと相談のときにしっかり必要かどうかを見きわめていったほうがいいということですね。

○谷口昌良氏

はい、そうですね。

○山本勝之氏

わかりました。

○西野百合子氏

次の質問です。

この任意後見契約を元気なうちに契約は締結したと。じゃあ、実際に発動して後見をやってもらうためにはどのような手続が必要になりますか、谷口さん。

○谷口昌良氏

家庭裁判所に対して任意後見監督人の選任申立を行います。

ここで「任意後見監督人」という言葉が出てきましたが、任意後見契約の場合は、ご本人がお元気な間に、自らの意思で「将来、判断能力が不十分になった時は、あなたに任せた」という契約なので、法定後見のように裁判所が後見人を決めるということとは無いかわりに、ご本人が自らの意思で選んだ後見人を監督する立場の任意後見監督人の選任を裁判所に申立てる必要があります。選任には、通常2～3ヵ月程度かかると言われており、任意後見監督人が選任された時点から、任意後見契約は効力が発生することになります。

あと余談にはなりますが、例えば行政書士会では、コスモス成年後見サポートセンターという団体があり、任意後見で、コスモスに所属している行政書士が後見人になっている場合であれば、裁判所が選任した任意後見監督人だけではなく、コスモスも後見人を監督するので、二重チェックになり、ご本人の意思をより尊重できる環境を作っています。弁護士や司法書士など、他の士業でもそういった団体がありますので、ご参考までに知っておいて頂ければと思います。

○西野百合子氏

どうもありがとうございました。

任意後見契約をしている人に、これから後見人になってくれというふうに言っている人に「もう後見をしてほしいことになったんですよ」というご連絡をしたら、その方が家庭裁判所に任意後見監督人選任申立てっていう手続をしてくださるんですよ。

○谷口昌良氏

はい。

○西野百合子氏

そういうことですね。それで後見監督人が選任されたらば、そのときから任意後見  
がスタートするとそういう流れになりますね。

次は現場からの質問をしていきましょう。

○山本勝之氏

それでは9ページ（当日配布資料）のほうをごらんいただきましてQ1ですが、担  
当している高齢者の方が、最近認知症がちょっと進んで、ヘルパーさんにお金を渡し  
て買い物をしてもらってたのですけども、渡すお金もだんだん少なくなってきたりち  
よっと準備ができてないということがあるということです。

以前、ご本人さんから実は任意後見契約を結んでいて任せる人が誰かも決まってい  
るから安心なのよって聞いたことがヘルパーさんはあるということなのですけれど、  
その任意後見契約が先ほど谷口さんのお話ありましたように発効される、スタートし  
てる、家庭裁判所にお問い合わせをして任意後見監督人をつけてるとかっていうことがどう  
なってるのか。それから誰がこの任意後見人になってるのかっていうのを、ちょっと  
確認するのはどうしたらいいのでしょうかね。

谷口さん、よろしくお願いします。

○谷口昌良氏

回答にも書かせて頂いているとおり、任意後見契約を公証役場で結ぶと、公証人が  
その契約内容について、法務局に登記を行います。登記事項には、いつどこで誰と任  
意後見契約を結んだのかが記載されていますので、法務局でその登記事項証明書をく  
ださいと言えば発行してもらうことができます。ただ、本人のプライバシー保護の問  
題もあって、請求できる人が限られています。ご本人がもし請求可能であれば本人、  
そして任意後見人、括弧して後見受任者と書いてあるのは、任意後見契約が発効され  
る前の任意後見人予定者の呼び名になります。発効をしたら任意後見人と表記が新た  
に変わります。あとは任意後見人を監督する任意後見監督人、そしてご本人の配偶者  
及び4親等内の親族。この「配偶者及び4親等内の親族」という言葉は、先ほど法定

後見のところでも出てきたと思うのですが、この成年後見制度の中では、よく出てくるフレーズですので、予備知識として知っておいていただければ良いかなと思います。今回のようなケースでは、質問内容の中で、ヘルパーさんが、本人から任意後見契約を結んでいることを聞いていたということですので、このヘルパーさんが、自分の仕事とは関係ないと思わずに、後見人さんとの関係性も築かれておくことが大事かと思っています。

福祉の現場では、医療と介護というのは、密接に連携されていると思うのですが、どうしても、このような人権擁護のお話は、本人のプライバシー保護のためにも触れてはいけないと思われがちです。ただご本人さんを守るという観点でいうと、どれも同じことだと思います。今回のケースでも、お金がなくて「さあ、困ったな。後見人がいると言っていたけど探せないな」という状況よりかは、「そういえば、後見人ってこの間話していたあの方のことやな」ということで連絡を取ることによって、ご本人さんの生活が保護されれば、それが一番良いことだと思いますので、是非こういった機会にしっかり情報を入れていただいて、また何かの実務の中で参考にさせていただけたらと思います。

○西野百合子氏

ありがとうございました。

それでは次の話ですね。担当している高齢者が任意後見契約を結んでいたけれども、後にその人とどうも信頼関係が持てなくなってきたと。契約を取りやめたいということを言っている、どうしたら破棄できるんでしょうかということですか。

幸寺先生。

○幸寺 覚氏

任意後見契約に関してはご存じだと思いますが、任意後見契約に関する法律というのが民法以外に別に法律ができておりまして、11条ぐらいからなる法律なんですけど、ここに今回のようなものが規定されています。

任意後見契約というのは公正証書によってしなければならないということなんですね。様式も厳格にされてますので、止めたいと言って勝手に文章も結ばず止めやというわけにはいきません。そこは厳格に規定がありまして、まず任意後見契約が発効される前、すなわち先ほど説明ありましたように後見監督人が選任される前であれば、やはり公正証書を使わないとだめです。公証人の認証を受けた書面、いわゆる公正証書ですね。それによっていつでも解除をすることはできます。これは解除の様式としては公正証書を使わないといけないということです。

ですから、解除したい人が公証役場で公正証書で解除の書面をつくってもらって、それを相手方に送って解除するという要式をとらないと勝手に止めることはできないです。

任意後見の受任者、将来任意後見になる方と本人でお互いに合意ができて、もうやっぱり止めときましようかということで合意ができてるのであれば、その合意の文章を同じように公正証書でつくってそこで初めて解除になるということで、どちらにしても公正証書という書面をまた新たにつくって解除できるということで、そこは厳格に要式行為が必要です所以注意していただきたいと思います。

それから既に任意後見が発効された場合、後見監督人も選任されて任意後見人も実動始めて、という場合ではもっと要件が厳しくなってます、もちろん本人の保護のためですけども、正当な理由による契約解除であるということで家庭裁判所が許可を出さないとこれも勝手に解除ということにはできません。ですから、効力が発効した後はさらに厳しい裁判所の許可というのが必要になってきます。

それからもう一つ、これはちょっと違った面からですが、任意後見人が任務を適正にしないというような場合は、これはこの事情が認められれば解任請求ということができますので、もちろん裁判所に言わないといけませんが一方的な解任請求ということも事情があればできるということで、いずれにしても初めのときにも公正証書が必要ですのでやめるときにも公正証書を使わないとだめだということで、要式行為がな

されないと効力が出ませんよということになっています。

○西野百合子氏

どうもありがとうございました。

任意後見契約というものは、制度としてはかなりいいものだと思うんです。自分が好きな人を選べると、信頼できる人にお任せをできるということであまりいいことを使えばいいだろうと。この制度をよく知って利用していただけたらいいかなと思います。

さて、時間的にちょうど半分ぐらいということになりますので、ここで休憩をいただきたいと思います。今から、あと10分ほどで3時から後半をスタートしたいと思いますのでよろしくお願いします。

(休憩)

○西野百合子氏

それでは後半の部を始めさせていただきます。まず、前半の話題の補足ですが、後見の申立てをできる人、本人、配偶者、4親等以内の親族という話がありましたけれども、それが具体的にどういう人になるというのはこのパンフレット「成年後見制度の利用をお考えの方に」（成年後見支援センター・資料室に掲載）の4ページ目、申立てができる人ということで図が書いてあります。4親等というのはどこまでかなというのを考えるときにはこれを参考にさせていただいたらいいと思います。

主立った話として、本人と親子が1親等として、2親等になるのが兄弟、それから3親等になるのは「おじ・おば」とか「甥・姪」の人、4親等というのは「いとこ」の人ということです。自分の父母とか祖父母とかっていう人は高齢者の場合はもう先にお亡くなりになってることがほとんどですので、高齢者の問題でしたら兄弟、それから甥、姪、いとこ、そういった人を当たっていくということになるでしょう。場合によってはお孫さん、これが2親等の方ですけれどもそういう人ももしかしたら役に立ってくださるかもしれない。大体そういうことでお考えいただければいいと思います。



では事例の2のほうに参りますね。

これは今度は任意後見人のお仕事の話です。任意後見制度というのはさっきも言いましたように自分で中身を組み立てていくと、後見人になってくれる人と話し合いながらどういう仕事が必要になるかなということその内容を決めていくわけです。

Bさんは奥さんとふたり暮らしで、子どもはいるけれどもできるだけ子どもたちには医療や介護や経済的な負担はかけたくないですと。日ごろから奥さんに「自分が認知症になったときは所有している不動産を売却して施設に入れてほしい」ということを言っていました。そのためにどうしたらいいかということで、行政書士などの専門職の人にお頼みして任意後見の契約を締結したというわけです。

Bさんが認知症になったと、後見発動だということになったときにBさんの意思どおりに不動産の売却ができるのでしょうか、谷口さんお願いします。

○谷口昌良氏

ここの回答の中にもありますとおり、不動産の処分が代理権に含まれていれば売却は可能だということです。

これは任意後見契約を結ぶときに、ご本人が後見人に与える代理権の中に、不動産の処分も入れておきたいという意思を、きちんと書面化していればという意味です。ですので、例えば不動産は大きな財産なので、処分については幾ら信頼しているとはいえ、後見人さんにそこまでして欲しくはないと思って、代理権から省いている場合、不動産の売却は不可能になります。ただ、この事例の場合は、自分がもし認知症になった場合は、高齢者施設に入れて欲しい、しかもその資金を、不動産を売却した代金から捻出して欲しいという明確な意思があつたことなので、当然任意後見契約書の中には、不動産の処分という代理権を入れておかなければできないので、今回の事例では入れていた。よって売却は可能だということになります。

ただ、信頼できる方に後見人をお願いしたし、不動産を売却できる権限も与えた。これで実際には売却できてしまうのですが、そのときの状況ってわからないですよ

ね？認知症にはなってしまったけど、不動産を売却したところで、施設に入所ができない状況だった、もしくは売却代金だけでは、金額が足りないとかいろいろあると思うので、実務上は、任意後見人を監督する立場の任意後見監督人にも相談をし、連携をとりながら進めていくことが、必要だと思います。

○西野百合子氏

専門職の人はその辺を気をつけてやっていただけるかなとは思いますが。自分が身内の人のために任意後見人になろうという場合も、任意後見監督人の人にいろいろ相談しながらやったほうがいいでしょうということになりますね。

先ほど言っていた法定後見と任意後見とで違う点と、売却する上では違いというのはどういうことでしょうか、谷口さん。

○谷口昌良氏

まずは、法定後見の場合から考えてみたいと思うのですが、法定後見の場合の後見人というのは、ご本人の判断能力が不十分になった後から選ばれるので、今回のケースでは、たとえご本人がお元気な間に、「自分が万が一認知症になった時は、不動産を売却して施設に入れて欲しい」と言っていたとしても、後見人は必ず家庭裁判所の許可を得なければ売却することはできません。既にご本人の判断能力が不十分な状況で選ばれた後見人ということになりますので、当然、裁判所も監督責任がありますし、許可を求めることになるわけです。

一方、任意後見の場合は、繰り返しになりますが、ご本人がお元気な間の意思を尊重することが前提になります。この本人の意思を尊重するというのが、実は成年後見制度の理念の一つにあるんです。ご本人が自分らしく生きていくために、できる限り本人の意思決定を尊重しようという部分がありますので、そこが大きく違ってくるかなというふうに思います。

○西野百合子氏

ありがとうございました。

この家庭裁判所の法定後見の場合の許可というのは、居住用の不動産に限られるということですから、居住用でない不動産を売るという分には法律上は許可は要求されていないということになります。しかし実際は、居住用でなくても大きなものを動かしたいときには家庭裁判所に相談しながらやるというのが、普通の後見人のスタイルかなというふうに思いますね。

それから、そのほか法定後見と任意後見の違いということをちょっとまとめておきたいと思います。

谷口さん、お願いします。

○谷口昌良氏

根本的な違いとしては、任意後見の場合は元気な間に、判断能力がある間に、ご本人の意思で信頼できる人を後見人として選ぶということですね。

一方、法定後見の場合は、ご本人の判断能力が不十分になっている状況の中で、裁判所の審判によって後見人が決まりますので、例えばご家族が後見人になることを希望するのは全然可能なのですが、最終的には、裁判所が総合的に判断をして審判をしますので、場合によってはご家族ではなく、我々のような専門職が選ばれる可能性も当然あるということです。

先ほど西野先生からもありましたとおり、こういった不動産の売却などでは、法律上の専門的な知識も必要になってきますし、そもそも核家族化により親御さんとそのご家族が離れて暮らしているというようなケースも多々ありますので、そういった背景も含めて、近年ではご家族の方よりも専門職の方が後見人に選ばれているというデータも出てきています。

あとは法定後見の場合は、判断能力が不十分になった方が、行った行為に対して、その取り消しをすることができる権利が与えられています。法定後見では、後見、保佐、補助という3つの類型がありまして、今回の事例では、ご本人さんが後見相当の方で、不動産を売却してしまった場合、後見人には取消権があるので、取り消しがで

きます。ただし、保佐人、補助人の場合には、同意権、代理権というのが付与されている範囲内であったり、法律上の決められた内容以外のことは取り消せないであったり、いろいろ条件が出てきます。

一方、任意後見の場合は、後見人に取消権自体が与えられていません。それは、あくまでもご本人さんの元気な間の意思を尊重することがベースだからです。ですので、本当にそれが良いのか悪いのかということ、当然、任意後見監督人に相談をしていただくということもそうですし、仮に後見人が、本当にご本人にとって信頼のできる方なのかどうなのかを、目の黒いうちにしっかり見つけていただく、判断していただくということが必要になってくると思います。

○西野百合子氏

ありがとうございました。

じゃあちょっと現場からよく出る質問ということで、山本さんにお願ひしましょう。

○山本勝之氏

ちょっとここのレジュメにはございませんが、私もよくご質問を受けるのですが、任意後見契約を結ぶときに任意後見人になってくださる方、一体誰を探せばいいのかというご質問がよくあります。

谷口さんにちょっとお伺いしたいんですけど、そういう任意後見人の探し方であるとか、もし谷口さん自身でこういう方からご相談いただいて私が任意後見人に今契約を結びましたとか、何かそういう事例がありましたら探し方とか事例をちょっと教えていただきたいのですけれども。

○谷口昌良氏

まずは、16ページ（配布資料）を見ていただきたいと思います。

ここに成年後見人など候補者の紹介、その他申立て相談ということで、ずらっと各団体が並んでおります。

よくこういったご相談をされるときに、神戸市ではあんしんすこやかセンターであ

ったり、あとは区役所に行かれる方が結構多いのですが、どうしても行政という立場上、例えば山本先生とか幸寺先生を直接ご紹介というわけにもいきませんので、ここに掲載されている各団体を紹介されることが多いと思います。ですので、基本的には16ページから17ページに載っている、こういった所で、まずはご相談をさせていただくということだと思います。

ただ、これらの団体に相談すれば、必ず自分に適した人を見つけてくれるのかといったら、これは必ずしもそうではないと思うんです。

任意後見契約に関していえば、任意後見契約というのは、ご本人の意思で契約をしないといけないので、例えば弁護士団体から紹介された方、司法書士団体から紹介された方、行政書士団体から紹介された方がいたとしても、相性の合う合わないというところが、やはり一つ大きくあると思います。

あとは、信頼のできる方をいかに見つけるということです。私の場合でよくある話では、「ある方の紹介であなたのことを知ったのよ」というケースがあります。やはり信頼できる方からの紹介というのは、安心して繋がりますので、皆さん自身もそういう信頼のできる方を、日々の繋がりの中で見つけておかれることが大事だと思いますし、8ページの事例1の場合では、たまたま時間があったから、私のセミナー聞いて、そしてその後、個別相談をされ、何回かコミュニケーションをとって行く中で、あなたに後見人を任したいということで、契約に至ったという経緯もありました。なかなかこの人がいい！という紹介は、責任の問題もあって、できないかもしれませんが、情報やネットワークを持っておくことは、ご本人さんにとっての安心に繋がると思います。どうしても直接紹介しにくいというのなら、まずは先ほどお話をさせて頂いた16、17ページの業界団体を紹介された上で、そこで納得のいくような人と出会えなかったということであれば、一度私の知っている人と会ってみる？というような形でも良いでしょうし、まだまだお元気な方であれば、セミナーなどに行ってみるよう働きかけても良いと思います。私の今までの経験で言うと、お元気な方で任意

後見契約を結ばれている方というのは、自分で足を運ばれている方が多いですね。逆に言うと、なかなか自分で足を運んでというようなことができない方の場合には、やはり関係者の方を通じて、業界団体に問い合わせさせていただくというような形に現実的にはなっているように思います。

○山本勝之氏

そうするとやはりあれですね、自分が判断能力がなくなったときに託せる方というのをやっぱりしっかり探していくであるとか、こういうセミナーとか研修会で任せる方かなというのをいろんなアンテナを立ててとかご紹介を受けて考えていく、広く視野を持って考えていくとか知り合いをつくっていくというのが大切になるということが非常によくわかりました。ありがとうございました。

○西野百合子氏

そしたら3番目の問題に入っていきます。

経済的な虐待・搾取と成年後見制度、成年後見制度の役割ですとか後見人の仕事とか一体どういうことが具体的にできるんだろうか、そういう点を考えていきたいと思っています。

事例の1です。85歳の認知症の母親と長男が同居する持ち家で水漏れが発生と。修繕が必要であるということですが長男は預貯金余裕がないと。お母さんの定期預金の解約をして使おうと思って銀行に行きました。しかし解約にはご本人さん、お母様のサインが必要でそれができないというなら成年後見人をつけてくださいということと言われてしまいました。

そこで長男は自分が後見人になろうということで家庭裁判所に申立てをしたのですが、家庭裁判所は長男を選んでくれなかったわけです。第三者が後見人に選ばれたと。

後見の申立てをする中で、別居する次男は、長男が以前に母親の財産でスポーツカーを購入したというようなことがあったので、後見人になることには反対をしたりし

ておりました。そういうことがあったわけです。

質問の1番なんですけれども、この場合になぜ長男さんは後見人に選ばれなかったのでしょうか。裁判所は一体どういうことを考えているのかなというので、山本さんのほうから説明してもらいましょう。

○山本勝之氏

この場合、親族間で本人のお金、ここで言う85歳の認知症のお母さんのお金の使い方については意見が相違してますね、違ってます。そこで、長男と次男の違いがあるというのをやはり家庭裁判所は後々トラブルになるのではないかということ为了避免するために後見人として選ばなかったということが多々あると思います。専門職に依頼が来る話というのはそういう方が多いと思います。

親族という方も結構選ばれることが多いんですけれども、家庭裁判所は身上監護とか財産管理を行う能力がその親族の方、例えば今回長男ですね選ばれませんでしたけれども、もし選ばれるのであればそういう能力があるのかとかちゃんと書類が提出できるのかとかそういうのを見きわめて後見人を選んでいるというのがございますので、今回は第三者の方になったということが結果になっています。

○西野百合子氏

銀行の側の事情ということで、後見人を要求されたわけですね。後見人による財産管理がなぜ必要なのかというところを山本さんに説明していただきましょう。

○山本勝之氏

定期預金という大きな財産を処分する場合には、必ず本人さんの手続が必要ですが、皆さんご存じのように定期預金を解約するときには今回のように認知症がある方、もう出ておられる方っていうのは基本的には後見人をつけてくださいと言われることが非常に多いです。それは判断能力が衰えておられますので、適切にお金をおろしたいという意思とかそういう見通しがわからないということなので、そこで後見人がついて本人を代理して解約することになるということです。

定期預金だけでなく、普通の預金の管理とか財産の活用ですね、株もあれば不動産もあると思うのですけれども、判断能力が衰えた場合も適切にちょっとこの場合も行えないのかなという場合はもう後見人はついていきますので、本人を代理してその後見人が管理することになるということになります。

○西野百合子氏

そしたら次は後見人の具体的なお仕事の話ですけれども、第三者の後見人が選任されているとして、その後見人さんは家屋の水漏れによる修繕費を全額お母さんの財産から支払ってはいけないものなんでしょうか、幸寺さん。

○幸寺 覚氏

負担の理屈から行きますと持ち家の修繕になりますから、家屋の所有者ということになってお母さんの所有権があるんであればお母さんが負担するということが原則になるんでしょうけども、この息子さんも一緒に住んでいるわけですからその利益を享受してるということで修繕費の分担を交渉するというのが普通の考え方でしょうね。後見人でしたら多分そういうふうに動くと思いますが、その理屈はちょっと難しいですけど、どう考えるかという、法的な話になりますが、息子さんが住んでるのもお母さんとの間では無償で住んでるということで賃貸借じゃなく使用貸借というように解釈をしますと使用貸借の必要の負担に関する規定が民法上ありますから、もし請求して根拠を詰めるのであれば、そういうことを根拠に長男に分担して払ってくれというふうに多分後見人としては働きかけるということになります。

ただ、実際資力がないということであればお母さんの負担になってしまって、長男になかなか求償ができないというような、実際問題としてはそういうことになっちゃうのかなという気がします。

水漏れだけじゃなくて、将来的にはいろんな修繕費が増えてきて家屋を維持するのも経済的にも大変だということになれば、将来的には引き払って賃貸に住むとか施設に移るとかそういうことも念頭に入れて後見人としては活動するということになるか



と思います。

○西野百合子氏

そうですね、後見人さんの重要な任務としてその財産管理と、本人さんが持つてるお金をどう使うかということになるわけで、そのお金の使い方を後見人さんはどういうふうに判断しているのでしょうか、山本さん。

○山本勝之氏

後見人さんは、あくまでも本人の財産を本人のために使うというのが大前提です。本人にとって必要かということ判断します。ただ本人の為に使った場合、後から親族でこういうふうに使ってほしいとか結構話があるのですね。

例えばこの事例では、お母さんが亡くなった場合、財産は長男と次男が相続することになると思います。そこでなるべく、お母さんはまだ元気で認知症があり、生きておられる間にもお金はもちろん必要ですけれども、そのお金、なるべく使わないでほしいな、ということで結構後見人のほうにお金の使い方について、この事例であれば長男、次男が言うてくる、リクエストしてくるということがあります。そこであまり違ったお金の使い方をしてしまうと異議申立てということで裁判所に後見人変えてほしいとかということを書いて来られる方がいらっしゃって、実は後見人は結構苦勞もたえないという事があります。そういう事情も皆さんちょっとこの機会に知っていたければうれしいなと思います。

○西野百合子氏

しかし後見人の任務としては、あくまで本人さんのためにということになりますから、不合理なことを要求されても毅然と断るとこういうことで頑張っていたかかないといけないですね。

○山本勝之氏

そうですね、後見人が胃に穴があいても本人のために使うというのはやっぱり必要ですからね。よく皆さん聞かれると思うのですが、善管注意義務というのはそこです

ね。自分よりもご本人のために、代理をしている相手さんのためにしっかり対応していかないとはいけませんので、胃薬がたえない方も中にはいらっしゃるようです。

○西野百合子氏

次、現場からの質問ですね。

長男の人が申立てを一生懸命自分でやったと、自分が後見人になりたいということでやったわけですが、裁判所はどうも後見人に自分を選任してくれなさそうだなというようになってきたときに、裁判所が最終的な後見決定をする前に申立てを取り下げて、裁判所が考えている後見人が選任されないようにするっていうことはできるんでしょうか、幸寺さん。

○幸寺 覚氏

そういう都合のいいことはできないことになってまして、家事事件手続法という法律があるんですが、その121条に家裁の許可がないと取り下げできないというふうになってまして、申立てでも自分がなれないからということで取り下げるということはできません。もちろん、それは趣旨としてはご本人のために後見人が必要だという状態であるにもかかわらず、申立人は自分ではなれないからもういいやということになっちゃうと本人の保護に欠けますから、そういう規定になっているということです。

○西野百合子氏

この規定は新しくつくられたんですけれども、結構そういうことが頻繁にあって裁判所のほうで大変困ったと、せっかくいろんな手続をしてきて最終段階でぼんと投げられるということがあって大変困ったということが相次いで、法改正がなされたというふうに聞いております。

次、事案の事例の2のほうに入っていきますね。

79歳の認知症Aさんが昨年夫を亡くしてひとり暮らしと、週2回デイサービスの入浴をやっています。近所に三女が住んでいてAさんの世話をされていて、年金やら預貯金の管理も實際上この三女の方がやってくれていると。

最近Aさんはデイサービスで空腹や皮膚病による背中痛みを訴えて、少し痩せてきているということがあるんですね。ケアマネジャーさんはこの治療が必要だということで、三女の人にどういうふうにしてますかということを確認しましたら、三女の人と言うには「忙しいから医療機関には行けない」「食事はとらせてる」ということを言ってるんですけども、実際治療ができてないし入浴のサービスもできないというような状況になっています。

ほかの姉妹は遠方におられて、三女と折り合いも悪いために母親の介護には協力できないと。

三女の方は最近お金使いが派手になってきているといううわさもあると。ちょっとどういうふうになっているのか、Aさんにとってよくない状況になってきているわけですね、そういった事例です。

さて、事例さっきの1と2とで違うところはどこなのかということをおまかせ山本さんに説明してもらいましょうか。

○山本勝之氏

事例1と2については、実は家族でお財布が1つみたいなどころがあります。これは障害者のおられる家族も同じことが起こるかもしれません。

そこで今回の場合、本人にとって必要な生活とか医療・福祉サービスがきちっと受けられておられるかどうかという点で見ていただきたいと思います。

まず事例1では家屋の修繕でしたけれども、母親が必要な生活や医療福祉サービスが受けられているのであれば特に問題ございませんので、ここの題材的には「経済的な虐待・搾取」ということ、代理はしておりますけれどもそこはちょっと関係ないのかもしれません。そして家屋の修繕は在宅で住み続けるために必要だということであれば適当かどうか、どれぐらいの範囲であるかどうかも含めて検討に入ります。

事例2は、これは事例2の4行目にもございますように「デイサービスで空腹や皮膚病による背中痛みを訴えている」という、しかも「少し痩せてきている」という

そういう状況がございます。そのため、本人に必要な生活や医療・福祉サービスが受けられているかどうかという意味ではきちっと提供が受けられていないのではないかと思います。デイサービスで入浴もできていませんから、衛生状態も悪いかもかもしれません。ただ三女は世話ができています、世話をしているっていうことがあると思うのですけれども、これは不十分ですので少しこういう虐待にちょっと通じるかも、虐待になっているかっていうことが考えられます。

今回事例では少し情報量が少ないので、判断にこのように迷う場合があると思いますね。全ての情報が皆さんのところに届いているわけではございませんので、そういった迷う場合には必ず関係者、例えばここではデイサービスの職員さんであるとかケアマネジャーさん、それからかかりつけのお医者さんだとかもしいらっしゃればそういう方、また皆さんのような福祉関係者の方で情報を集約して相談することが必要だと思います。

○西野百合子氏

ありがとうございます。

お母さんがいい状態で過ごされるっていうことが大事なわけです。お母さんの例えば年金の収入がおありだとして、そういうものがお母さんの生活のためにちゃんと使われてないといけないと。収入が足りない場合はまたそのことを考えなきゃいけないわけですが、この場合は収入は本当はあって今までちゃんとしてたはずなのに急に悪くなってきたと。その原因はどうも三女の人がお金を別のことに流用してるんじゃないかなっていうそういう疑いが持たれるわけですね。「疑い」と言いましたけれども、この場合一体どういうことになっているのかを関係者の間で情報を総合していろいろ調べていかないといけないということになるでしょう。経済的な虐待が疑われる、本当に虐待だということになりましたらその対応も必要だということになっていくわけです。

先ほどの後見人を選任することでこういった虐待を阻止して、本人さんのためにき

ちんと財産を使うということができるようになるかなという話ですね。

そしたら質問の2のほうへ行きます。

後見人さんが選任された場合に、後見人も含めて本人に対する支援者の方というのは本人さんや家族とどうかかわっていくのかなというところです。

後見人さんは選任されたときに、お母さんとそれから三女の方とどういうふうに接していけばいいのかなということで、山本さんのご経験とかを教えてくださいかね。

○山本勝之氏

少しこれは、実は事例をさわっておりますので、想像の中で皆さん考えていただきたいと思うのですが、やはり母親のお金を無心してくる三女の方がやっぱりいらっしやいます。後見人は先ほどもございましたように、本人のために使うということが前提ですので、使い道のわからないものについてはお金は渡せませんというのが基本的なスタンスです。ただ、今までこの三女が母親の世話をしておられますので、母親の世話をしてもらうというのは引き続き必要なことなのですね。精神的な安定だけでなく、例えば身の回りの少し細々したことも三女が担っておられますし、三女とお母さんとの関係もやはりありますので、それをお金のことで引き離すというのも少し考えていかなければいけません。

そしてここにもございますように、後見人は実は医療の同意というのはできませんので、もしこのお母さんが入院をして手術が必要となった場合はこの三女にやっぱり医療の同意を求めていくのが後見人にとっては必要になります。ですから、三女と後見人は引き続き良好でなくてもある程度連絡がとれるような状態になればいけませんので、すばっとお金を渡せませんっていうのはちょっと言いたいのですけれども、どうしていくのかということで後見人は悩んでいくわけです。

関係者は、母親のお金をちょっと欲しいな、という三女に対して、具体的に何に遣うお金なのか、どんなことに困っているのかをよく聞き、三女に対して行える支援を

検討することも必要だと思います。簡単にお金は渡せないとおっしゃる後見人さんもあるかと思うんですけれども、こういう状態であれば三女に少し踏み込んで支援をしていくというのにも必要ではないかと思います。

○西野百合子氏

ケース・バイ・ケースなんでしょうけれども、この場合に三女とお母さんの関係を、後見人さんが加わることによって正常なきちんとした関係に整えていけるんだったら、そういう調整ができるんだったらそういう方向が望ましいということは言えるんだと思いますね。お母さんのほうに少し余裕があって、三女の方に幾らか生活費を支援するとそういうことができるならそういう方法もありかもしれないということです。

具体的にどういうことをするのがいいのかっていうのは、周囲の状況を見て判断していくと。

逆に、この三女の方が単に自分で遊びたいからお金をお母さんから取り上げてそれを浪費しているというようなことがあるようだったら、そういった関係はもう切っぴかないとしようがないという場合もあり得るわけです。その場合は三女の人との関係を切っぴ、お母さんを保護するということを重点にせざるを得ないとか場合によっていろいろかなと思いますね。

そしたら質問の3ですね。後見人さんがついてくれましたということになったときに、それ以外の今までかかわってくださっていた支援者の方は今後はどういうふうにかかわっていくとよいのでしょうか、山本さん。

○山本勝之氏

後見人を、母親とか父親のかわりみたいに考えている関係者もいらっしゃいます。私が担当させていただいている被後見人さんも身寄りがなくて、施設の方から「今度行事がありますから行事来てくださいね」みたいなことを言ってこられることがあります。「今日は節分をしてはるから来てくれませんか」みたいな話が昨日もあって、「いや、ちょっとだめなのです」って言いましたが、なかなか冷たい後見人やなと思

われているかもしれません。実は後見人はできることとできないこと、もちろん行事に行ってはいけないということではなくて、ご本人さんがどんな生活されているのか節分をされているのだったらそのお祭りどんな雰囲気ですしているかという意味では見にいけばすごくわかりますのでそういう機会も必要ですが、全て本人さんにかわってできるとか母親、父親がわりになれるかどうかというところはちょっとできません。ただ、それをやはり私たちも理解していただくように皆さんにお話をさせていただいているのですが、中には後見人が決まったからざざざっと波が引き潮になるみたいな感じで手を引かれる方も中にはいらっしゃいます。

ここにも書いていますように「しかし」からありますが、本人ができる、本人を代理してできる権限というのは非常に限られています。先ほどの医療の同意もできませんし、体の変化というのも常に一緒に同居しているわけではございませんのでわかりません。そこでヘルパーさんであるとかデイサービスの職員さんであるとか、ケアマネさんの訪問の中でちょっと後見人に対して言っていただくというのも必要だと思います。

ですから後見人を活用するという意味では、これからは後見人さんついてもらおうかと考えておられる方がいらっしゃれば、本人を取り巻く社会資源の一つだと思ってください。今までかかわっていただいていた医療福祉の関係の方とか、それから地域住民の方であるとか友人、知人の方であるとか、きょうお集まりの皆さんもよく聞いておられると思うんですが社会資源の一つですから、後見人もその1人に加えさせていただいて役割が少し、財産管理ができたり契約について考えてもらったり、契約してもらえ方がふえるのだなと思っていただければと思います。

ですから引き続き後見人だけかかわるのではなくて、皆さんのような医療や福祉の関係者の方の力をぜひ後見人にお貸しいただいて、本人を支えていただくというのが非常に大切な視点だと思います。

中にはどうしてもすき間的なことっていうのもございまして、服を買ってきてほし

いとかそういうのもあるのですけれども、余りすると後見人は事実行為とって介護をしたり食事をつくったりとか、本当は服を買いに行くというのも誰かに頼んで買いにってもらって、それが適切かどうかというのを判断したほうが本人にとっていいですね。

そういう感じで、後見人にできることというのは非常にちょっと少ないので、ぜひ皆さんのお力をお借りしながら後見活動を進めていければと思います。

○西野百合子氏

後見人がつければ、後見人が全て何でもやってくれてほかの人は何もしなくてよくなるというようなことはないわけです。今までできでなかったことで後見人さんができることがこういうことなんだというのがあって、それができるようになってよかったなど、そういう形だと思ってください。

時々ご相談を受けるんですけれども、「後見人さんが来たら良くなるんじゃないかな」「何か分かんないんだけど、後見人さんにしてほしいな」とかっていうご相談あるんですけど、それは大変困るわけですね。後見人になってもらう人にこういうことをやってほしいんだと、具体的に例えばこの人預金があるからこれをきちんと管理して出し入れできるようにしてやってほしいだとか、この人の入所の契約をしてほしいだとかそういうことをきちんと考えて、目標を立ててそれで「後見人さんをつけてください」というご相談だったらよく解るんですけれども「何か分からないけど、何か役に立つかもしれないから後見人」と言われてもそれはちょっとできませんということになってしまいます。

その点で皆さんで、それぞれのお立場でかかわっておられる、その立場ごとのお仕事を協力してやっていくと、後見人さんもその支援者の1人になったと、そういう形で本人さんを支え続けるようにしていただきたいということですね。

そうしましたら用意した質問はこれで一応紹介いたしましたので、今回取り上げてきた事案に対して、何かこの事案でこういう点はどうかだろうということでご質問思い



つかれましたら出していただければと思います。

ちょっと事案を離れるご質問は別にさせていただきます、もしいろんな現在のお仕事とかでの悩みがありましたら成年後見支援センターなどへご相談いただければと思います。

今回いたしました事案についてこれはどうだろうということで今ご質問ありましたら少し受けたいと思いますので、どなたかそういった質問思いつかれましたらどうぞ、お手を挙げてください。

どうぞ、お願いします。

○男性

10ページのところの「そのほかに法定後見と任意後見の違いにどんなことがあるか」ということの中で、任意後見では後見人に取り消し権を与えていませんというように書いてるんですけども、例えば任意後見の契約書の中に、「私が変な契約をしたら取り消してください」とかいうことを書いたらできるのかとか、悪徳商法とかの話がよくありますので、そういうときの取り消しは任意後見は全てできないという意味なのか、あるいはできないとしたらその任意後見でどんな対応ができるのかとか、そのあたりのことについて教えてほしい。

○西野百合子氏

そしたら幸寺さんをお願いしますね、弁護士の立場から。

○幸寺 覚氏

まず任意後見制度に任意後見人自身の取消権自体はないので、取消権自体を契約等で新たにつくって、任意後見人が、被後見人が行った行為を任意後見人の権利として取消したりすることは多分無理なんだと思いますね。

ですから、本人のなされた法律行為が取り消しじゃなく、例えば無効の主張ができるとか何らかの瑕疵を任意後見人が本人にかわって行使をするとか、自分に取消権の権限を与えるというのは無理なんだろうけど、本人の取消権を代理して行使するとい

うことが可能かどうか、すなわちそのような行為の取消権の代理行使をできるように代理権の範囲を定めておくというのはできるのではないかと思います、微妙な問題で今の段階ではっきりできますとはよう言いにくいですが、そういう方法で何とかできないかなという気はします。任意後見人自身の取消権は法律で認められないので、任意後見人の取消権を新たにつくり出すっていう契約は無理と思いますが、本人の権利として取消権を代理行使できるかというのは肯定的に考えますが微妙な問題だと思います。その程度でそれ以上ははっきり言えないんですが、すみません。

○西野百合子氏

悪徳商法にひっかかっているという場合には、やはり任意後見人としてもほうっておけないので、その業者と交渉してとにかくもう払わないんだと言って頑張るとかそういう方法で何とか本人さんの財産を守るように工夫をしてるっていうのが実情かなとは思いますがね。

○幸寺 覚氏

本人の取り消しなり、さっきも申し上げた本人が言えることを言ってあげるというのはいいと思います。法定後見の場合は法定後見人自身に取り消し権があるので、自分の権利として取消できるんですけど、任意後見人にはそれがないものですから、後見人の自分の権利としては言えないけど本人がだまされたとか本人が意思能力がなかったやないかということで、本人にかわって言ってあげるのはできると思うので、そういう言い方で悪徳商法とかについては言っていたらと思います。

○男性

例えばその任意後見の契約の中身では本人の権利を守れないというふうな状況になったときに、任意後見人が今度その成年後見制度につなげていくような方法というのはいり得るんですか。

○幸寺 覚氏

まさに任意後見でできない場合は法定後見の申立てをする。原則任意後見優先なん

ですね、だから初めにちょっと解説があったように。任意後見がある限り法定後見の申立てをしても通常はだめなんです、今おっしゃったような事情であるとか、例えば任意後見を乱用されてて、任意後見人がお金を使ってるとか横領してるとかそんな話であれば法定後見の申立てをして、原則任意後見優先だけでも法定後見を選任できる特別な理由がありますということで裁判所に説明をして、裁判所が認めればその段階で成年後見の法定後見のほうができて任意後見が終わるという形で保護するという方法はあると思います。

○西野百合子氏

ほかにご質問ありますか。

○男性

今の場合に、同じ人が例えば司法書士の先生が任意後見人になられてて、・・・取り消し権である法定後見人にいきなりなるというようなこともあり得るんですか。

○幸寺 覚氏

特に支障がなければ、裁判所がどう考えるかですけども、その人自身に問題なくていわゆる権限行使でちょっと支障になって、法定後見が必要だということであれば任意後見が終わってその人が法定後見人に裁判所から選任されるということはあると思います。もちろん、その任意後見人自身が問題であれば当然別の法定後見人が選ばれます。

○西野百合子氏

そのほかご質問ありますか。よろしいでしょうか。

○女性

任意後見人の場合、報酬というのもご本人が金額も誰にするかも金額も自由に決められるっていうふうにおっしゃってるんですけど、本当に相場とかそういうものはないんですか。親族でされる場合はどれぐらいが多いとか、やはり財産の額とかそういうもので左右されてくるのかと。

それから家族とか親族に任意後見をお願いする人がいないときに、後ろのページの団体さんにご紹介をお願いしたときに、大体相場は幾らぐらいなのか。その任意後見人を受けるNPOさんなんかがあった場合に、非常に高い値段だったように思うんですけども、そのあたりの金額というかをちょっと教えていただきたいなと思います。

○谷口昌良氏

ご質問ありがとうございます。

任意後見人の報酬に関しては、ご本人が主導権を握っているということが前提ですので、例えば相場があったとしても、必ずしもそれに合わす必要はありません。当然相手が専門職の場合には、報酬額をおっしゃってくると思うのですが、それに対して納得がいかない場合には、ノーと言えば契約成立にならないので、そういう意味でもご本人が主導権を持っていることを理解して頂きたいと思います。

相場ということと言いますと、私が独断で相場を申し上げるのも何なので、うちの事務所の場合でお話したいと思います。当然ご本人がお持ちの財産額や代理権の範囲にもよりますが、任意後見が発効した後からは、大体3万円前後になるかと思います。ただ当然財産状況がよくない方に関しては事情を酌んで、応相談ということになります。任意後見契約というのは、当事者同士が合意しなければ成り立ちませんので、例えば私が、依頼人から「3,000円でやってくれ」と言われたら、商売上「済みません無理です」と申し上げざるを得ない場面もあるわけですね。そういった意味では、親族であれば基本無償でやってくれるでしょうし、最近よく聞かれるようになった「市民後見人」など、ご本人の財産状況に応じて判断をして頂ければ良いかなと思います。

あとNPOが非常に高かったというのは、おそらく任意後見人だけの話ではなくて、身元保証人なども含まれているような契約ではないでしょうか？後見人は身元保証をしません、施設に入所する際は、身元保証人をたてて下さいと言われるケースがほとんどですから、そういった後見人がしない部分をサポートするNPOなども出てき

ているのが現状です。当然身元保証となると、金銭的な部分も含め、リスクが大きくなるので、その担保として高い金額を求めるといふことにはなるとおもいます。

○女性

月二、三万ってということですか。

○谷口昌良氏

はい、生涯二、三万ではございません。

○幸寺 覚氏

私も契約はたくさんしてるんですけど、月額3万です。

今まで任意後見で実際に発動したのが結局1件だけなんですね。契約は割としてるんですけど、幸いなことに最後までお元気で発効しないでお亡くなりになられるというケースが圧倒的に多くて、1件だけ発効してしばらく任意後見させていただきました。

費用を考える上で財産関係を見るんですが将来何が起こるかわからなくて、逆にそのときの利用に応じてまた上げたりできませんので、非常に予測がしにくいので額が決めにくいという問題があります。ですから3万がちょっと高いよと、年額36万になりますからね。トータルで財産がどのくらいあるかということも考えて、どれくらい生きられるかということも考えて、やっぱり1万円くらいじゃないと無理ですわっていう話であれば多分1万円でも行けますよね。

○谷口昌良氏

今幸寺先生おっしゃったとおりだと思います。それと任意後見契約の場合は、契約を発効しない限り、後見人への報酬は発生しません。前段で見守り契約をしている場合であれば別ですが。ですので、任意後見契約を結んでも、その後契約が発効されないまま、ピンピンころりで生涯を全うしたとすれば、契約時に公正証書をつくった費用だけで、老後の安心を買えたということも言えますよね。要はそのご本人さんの生き方だと思います。介護関係の方であろうが、医療関係の方であろうが、我々のよう

な法律関係の人間であろうが、我々は、ご本人の生き方をいかに尊重していくかということが非常に大事だと思いますので、そういうご理解をしていただけたらというふうに思います。

○西野百合子氏

ちょっとつけ加えたいんですけれども、任意後見契約の場合は必ず後見監督人が選任されまして、これは裁判所が選ぶわけですが、専門職が選ばれることが多いですね。それで専門職の人に任意後見監督人報酬というのを支払わなければいけなくなるわけです。そのこともちょっと考えておいていただきたいんですけれども、私がやった事案では月1万円の計算のようで、消費税外掛けです。裁判所がこの額ですということを決定してくれるということなので、年間にしたら12万何がしということで、後見人さんにお支払いする報酬これは契約で決めますけれども、そのほかに裁判所が決めてくる後見監督人報酬というのも負担としてはあり得るということをごちゃと含んでおいてください。これ忘れているといけないと思いますので、そういうことです。

あと、後見監督人という立場でいえば、親族で後見をしておりますという場合に、裁判所がじゃあ後見監督人を選任しますからこの人にいろいろ相談してくださいと、その報酬は裁判所が決めますよということもあると思います。その場合はやっぱり後見人としたら後見監督人にその分をお支払いせざるを得ないわけなので、親族からそういう意味で不満が出ることもあるのですけれども、制度としてはそういうことになっておるといのでちょっとその点をお含みいただいたらいいと思います。

そうしましたら、ちょうど時間も4時近くになってきましたので、パネルディスカッションとしてはこの程度で終わらせていただきます。

先ほど言いましたように、いろいろ現場で成年後見に関して悩みがあるということがありましたら、成年後見支援センターのほうにご相談いただいたらいいと思います。パンフレット入れておりますので、成年後見支援センターの電話番号後ろに書いてま

すのでこちらのほうへご相談ください。よろしく申し上げます。

以上です。どうもありがとうございました。

○司会

どうもありがとうございました。

そうしましたら、パネルディスカッションといたしましてはこれで終了いたします。

最後になりますけれども情報提供のほう、少しお時間をちょっとだけオーバーするかもしれませんが、もしもさせていただきたいと思います。

今、パネルディスカッションの話の中にも出てまいりました「市民後見人」につきまして、成年後見支援センターのセンター長の石古から皆様のほうに情報提供をさせていただきたいと思います。

○石古氏

お疲れのところ最後にお邪魔させていただきます。

今西野先生からご紹介いただきました神戸市に開設されております成年後見支援センターでセンター長をしております石古と申します。平成23年の1月に後見制度の利用を求める方がいらっしゃるということで、専用の窓口をオープンさせていただいております。

きょうは後見センターのパンフレットとほかに、もう一つ「後見センター通信」というパンフレットも入れております。これは市民後見人さんや我々でやっている相談の利用の仕方を少し具体的に手づくりでつくらせてもらったパンフレットになっております。これを合わせてごらんいただきながら、市民後見人さんの活動というのを少しご紹介させていただきます。

実は皆様のご存じのとおり、成年後見制度の利用というのが年々増加しております。当初は財産のある方が使う制度のような使われ方をしていたんですが、今では銀行の金融機関の手続とか老人ホームの入所手続とかいろんな手続の段階で後見人さんでないと先に進まないという状況もふえてきておりまして、財産の大きい少ないに

かかわらず後見制度のご利用者というのはふえております。

平成24年の統計では初めて後見人さんのなり手がご親族さんよりご親族さんじゃない専門職や市民後見などの方でふえてきたということで、非常になり手が多様化している状況でございます。

そこで神戸市では、市民の方に一定研修をお受けいただいてセンターのバックアップのもと、後見人として活動していただくという取り組みをしまして、現在で1期生から3期生までの方を養成して登録しているところです。

ちょっと今お話があって気になったことがあったんですが、実は神戸市の市民後見人さんは任意後見を対象にはせず、法定後見のほうで支援をさせていただいているところです。これまで64人の方が今ご登録いただいているんですが、34人の方が既に後見人として今まで選ばれていらっしゃいます。また、ここのパンフレットの中にもありますとおり神戸市では9区の区役所がございまして、こちらが市民の方にとって身近な場所なんですけど、そこで成年後見のことをふと聞きたいと思っても聞ける窓口が今のところ常設ではございませんので、市民後見人の方が相談員として月2回、または1回、成年後見制度利用のための相談室というボランティアで相談活動というのもしていただいています。いきなり専門職の人に制度も用語もわからないままに相談に行くのはちょっと気おくれすると、緊張するという方が意外と多くいらっしゃいますので、まずそもそも制度は何かとか一体用紙はどこでもらったらいいのかとかゆっくり身の上話を聞いてほしいとかそういうご相談は最寄りの区役所で、ここで東灘、垂水、西と書いてありますが、現在ではこれに加えて長田区、4月からは中央区の区役所でも開始させていただきます。「広報こうべ」に相談の日程がよく出ていますので、そういうのもご案内いただきたいと思います。

また当然、後見センターというのが中央区にございますので、電話やご来所で来ていただきたいと思いますし、火曜日には予約制できょう出ていただいているような弁護士会から弁護士の先生、司法書士会から司法書士の先生、そして社会福祉士会からは



社会福祉の先生にご相談をお受けしてもらおうというような形もっております。ご本人お連れするのがとっても大変なんだと、頑固でそんなこと絶対動いてくれないという場合は支援されてる皆様やご家族の方がかわりに相談に来て、それこそこれからの進め方にちょっと知恵を入れておくとかいうような使い方でも十分結構でございます。

きょう実は会場にも市民後見人の方来ていただいています。これからはいろんな方が後見を必要とされてきますので、やっぱり市民の方がまたこの担当できる事案というのも多く含まれてきます。我々はそのような方々に対して市民後見人さんの活動の応援をさせていただきながら活動を広げていきたいと思えます。

きょうのご参加者の中には法律関係の方々や福祉医療関係、または市民の皆様、いろんな方が来ていただいています。それぞれの活動の職域の役割の理解と緩やかなネットワークというのをぜひつくって行って、うまく連携することでご本人さんの支援の質というのを上げていきたいと思えますので、ぜひこの神戸市の市民後見人さんの取り組みというのにも注目していただきたいと思えます。

余り詳しく話できませんので、市民後見人の活動に対してご質問のある場合は後見センターに問い合わせいただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

#### ○司会

そうしましたら以上の情報提供をもちまして、本日のプログラム全て終了いたしました。若干時間を過ぎておりました、申しわけございませんでした。

以上をもちまして「成年後見制度の可能性と課題」シンポジウムを終わらせていただきたいと思えます。

最初をお願いいたしましたけれども、アンケートのほうにぜひご記入をいただければと思えます。本日の評価、それから今後こういうふうな内容のことをしていただいたらありがたいなというようなこと、思われることをいろいろお書きいただきまして机の上に伏せていただいてそのままお帰りいただきたいと思えます。

本日は、どうもありがとうございました。お疲れさまでした。